

## 2、教育行政について

### ①定数内臨時教員の現状と課題について

#### 質問（土屋ともりのり）

教育行政について定数内臨時教員の現状と課題についてお伺いします。

市内の学校で、産休、育休や病休などの教員の代替配置ができないという事態が生まれています。

わが党の調査では、2016年2月1日時点で、代替教員が配置されず、未配置の状態が『10日以上発生』した学校は、小学校で、19校、中学校では、8校あり、小学校における、最長は、73日にも上っています。

また、中学校では、最長は、41日です。

先生がいないために、生徒に自習をさせたり、定期テストが行えないなど、子どもの学習権を保障する点から見ても放置できません。

ある学校では、英語の教員が休んだため、代替えの先生が配置されるまでの間、プリント学習が続き、その間の試験範囲が極端に短くなったそうです。

そして、その後の授業は、遅れを取り戻すために、猛スピードで

すすめられ、さらに、試験範囲も極端に広くなり、「ついていけない」生徒が続出した、とのことでした。

また、別の学校では、理科の先生が休職。

代替えの先生が配置されるまでの数週間を、プリント学習で対応していたとのことでした。

保護者からは、「校長に『代替りの先生がいつ来るのか聞いても答えてくれない。その間、自主学習ばかりで、きちんと学力がつくのか不安』『こんなことなら、私立に行かせばよかった』といった声も聞かれました。

ある先生は、「教育現場は物づくりの現場とは違い、20人いた部署で1人が抜け、19人で仕事を割り振って作業することはできない。先生が1人抜けると、まさにそこで穴があき、残った先生の過重負担が増大する」と話していました。

2014年6月議会でも、この「教育に穴が開く」問題を指摘してきましたが、福山市教育委員会も、「大きな課題」との認識を示しています。

新年度は、定数内教員は、全て正規教員で充足すること、そして、「教育に穴が開く」事態が起きないように、万全の対処を行うべきで

あります。

決意と、教職員確保の方策をお示し下さい。

次に、これまでの答弁では、定数内臨時教員が多い、主な原因は、「臨時教員登録者のほとんどを、年度当初の段階で、欠員補充、産休・育休代替教員等で任用しているため、年度中途での代替教員が見つけにくい」ということです。

市教委も説明するように、そもそも、この事態が起こる背景に、本来、代替に配置されるべき臨時的任用教員の任用のあり方に問題があります。

もともと、臨時的任用教員とは、地方公務員法第二十二条に定めがあります。

それによると、①緊急の場合、②臨時の職に関する場合、③任用候補者名簿がない場合、臨時的任用を行うことができる、と規定されています。

そして、臨時職の任期は、6 か月を超えない期間、更新は、6 か月一回限り、最長一年以内、と規定されています。

つまり、臨時的任用は、本来、限定的なものです。

さらに、総務省が、2014年7月4日に発出した、「臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等について」という通知では、「臨時的任用職員の任用」について、留意点を示しています。

それには、「緊急、臨時の職に関する場合、任用候補者の名簿がない場合、人事委員会の承認を得て一年以内での任用は、本来限定的なもので、フルタイムの臨時的任用を繰り返し、事実上任期の定めのない常勤職員と同様の勤務形態を適用させるようなことは避けるべき」と指摘しています。

福山市の2015年度の実態は、小学校は、90%、中学校では、89%しか、正規教員がいませんが、この水準が毎年続いています。

つまり、産休などの臨時的な代替にとどまらず、それ以外の通常の担任を持つような教員をも、臨時的任用で埋め合わせている状況が続いています。

これは、文科省が「避けるべき」としている、脱法的とも言えるものではありませんか。

総務省の通知についての認識をお示し下さい。

また、産休など本当に臨時的に必要なになる代替を除き、担任を持つ教員は、全て正規で任用していくべきだと考えますが、ご所見をお示し下さい。

「教育再生の実行に向けた教職員等指導体制の在り方等に関する検討会議の提言」では、次のような指摘があります。

「近年、…非正規教員の割合が増加傾向にあるが、その要因として」、「国の教職員定数改善計画が策定されていないことから、…教職員定数の予見可能性を持たず、正規教員の計画的・安定的な採用等を行いつらい」としています。

そして、「加配定数の改善だけで対応することでは…対応を困難にする」ため、「計画的な基礎定数の拡充を行う」ことが必要であると指摘しています。

これまで、市教育委員会は、「県教委に対して、初任者配置の増員の要望」や、国に対して、「正規教員の増員」の要望などを行っておりますが、抜本改善には程遠い状況です。

県に対して、正規教員の増員を強く要望し実現させるとともに、市独自で、正規教員を採用することを、求めます。

また、他の自治体では、この事態を少しでも改善するため、暫定措置として、「教員人材バンク」制度を設立しています。

本市でも、教員人材バンクを設立することを求めます。

さらに、本市のこれまでの答弁は、「病休者の代替教員は、1 カ月以上の治療が必要という診断書が提出された場合に措置される」とのことでしたが、他の自治体では、病休は1 週間で代替えできるように、改善しているところもあります。

この期間を短縮する柔軟な対応を求めますが、お答えください。

#### **答弁 教育行政についてお答えいたします。**

はじめに、定数内臨時教員の現状と課題についてであります。

定数内臨時教員につきましては、解消に向け、任命権者である県教育委員会に対し、新採用者の増員など、より多くの本務者の配置を要望しております。

代替教員につきましては、引き続き、県教育委員会と連携し、近隣市町教育委員会などへの声掛けを行うなどして、人材の確保に努めて参ります。

総務省通知につきましては、臨時・非常勤職員等の任用・勤務条件などについて、留意すべきポイントが示されたものであり、任用に当たっては、制度の趣旨に則り、適正に実施されなければならないと考えております。

市独自の正規教員の採用につきましては、様々な課題があり、考えておりません。

教員人材バンクにつきましては、勤務希望者の登録を、年間を通して随時受け付けるとともに、毎年、説明会を開催し、登録者の拡大に努めております。

病休者の対応につきましては、診断機関が10日以上1カ月未満の場合には、県による代替措置が行われないため、市独自で非常講師を配置しております。